

「歯科再生医療産学連携会議(歯科再生会議)」会則

制定 2005年12月19日

一部改訂 2006年7月10日

一部改訂 2008年12月18日

一部改訂 2009年12月15日

一部改訂 2010年11月30日

一部改訂 2014年10月21日

1. 歯科再生会議の目的

本会議は、歯科医療技術に関する研究成果等の民間事業者への移転を推進する機関として、国内の歯科大学およびそれに関わる研究機関と産業界との積極的な連携・協力を行うことにより、歯科再生医療の研究活動の活性化及び新産業の創出等を図ることで、我が国の経済の発展及び学術の進展に寄与することを目的とする。本会議の役割は、歯科医学に従事する研究者の持つ知的資産を社会に公開し、研究成果を産業界のニーズと結び付け、歯科医学の研究を活性化させ新産業を創出すること、企業の技術ニーズを収集し、適切な研究者を紹介し、企業の研究開発を支援することである。言い換えるならば、本連絡会議が、研究者と企業家の交流の場としての役割を果たすことにある。

2. 歯科再生会議会員

1) 歯科再生会議会員

歯科再生会議会員は目的に賛同し、歯科領域における再生医療の産学連携の推進に努める。

2) 会員の業務

上記目的のために、本会員は定期的開催される産学連携フォーラムへの参加資格をもつ。

3) 会員の種類

(1) 歯科再生会議会員は研究者会員と企業者会員からなる。

(2) 研究者会員と企業者会員はコアとなる特別会員と、通常的一般会員からなる。

4) 一般会員

歯科再生会議の会員になろうとする者は、特別会員による運営委員会の承認を得なければならない。

5) 特別会員

(1) 特別会員の構成は、代表2名(研究者会員代表1名と企業者会員代表1名)と運営委員3名からなる。

(2) 定期的開催される運営委員会へ参加し、歯科再生会議の運営を行う。

(3) 運営委員会は特別会員の二分の一以上の出席をもって成立する。

6) 歯科再生会議代表

研究者会員代表を岩手医科大学 原田英光教授、企業者会員代表を株式会社モリタ 代表取締役 森田晴夫氏とする。

7) 歯科再生会議運営委員

運営委員を新潟大学 大島勇人教授、日本大学 本田雅規准教授、及び企業者会員の代表1名(但し企業者会員代表を除く)とする。

3. 歯科再生会議の運営

- 1) 歯科再生会議は、講演会・シーズ提供・情報交換および運営方法に関する協議を行うために産学連携フォーラムを設ける。
- 2) 運営方法に関する決定は特別会員による運営委員会が行い、企業者会員の承認を得る。
- 3) 産学連携フォーラムは少なくとも年1回開催する。
- 4) 歯科再生会議の事務局を新潟大学 大学院医歯学総合研究科 硬組織形態学分野内に置く。
- 5) 歯科再生会議の運営の支援を会費でまかなう。

4. 研究活動支援と秘密保持

- 1) 企業者会員は、研究者会員の研究成果の実用化を図るとともに、研究活動ならびに知的財産の事業化を支援することができる。
- 2) 会員は産学連携フォーラムで知りえた技術情報について厳に秘密を保持するものとし、第三者に開示、漏洩してはならない。シーズ提供の際にはやり取りをメモレコーダーで記録する。

5. 会費

- 1) 研究者会員は産学連携フォーラムでシーズ提供できる資格を与えられる。
- 2) 企業者会員は次の会費を納入しなければならない。
年間 10 万円
- 3) 本会の年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。
- 4) 本会の会費は、運営委員会の議決を経て事務局が管理する。
- 5) 事務局は年度終了後速やかに収支決算報告を作成し、監査役の監査を受け、運営委員会において承認を受けなければならない。
- 6) 特別会員以外の企業者会員が監査役を行う。